

第1回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月8日(木)午後2時
2. 開催場所 立花市民センター
3. 出席農業委員(22名)

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
4番 牛島 孝之	5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳
8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹	10番 高山 和典
11番 國武 覚	12番 溝田 耕一	13番 仁田原 一太
14番 八田 久男	15番 田形 隆徳	16番 大津 達喜
17番 伊藤 正博	18番 小川 哲朗	20番 井手 洋一
21番 原 義博	22番 丸林 京市	23番 堤 正義
24番 月足 靖彦		
4. 出席最適化推進委員(17名)

2番 池田 和本	4番 生武 光雄	10番 平島 修
11番 大隈 弘志	14番 松延 清隆	15番 室園 千秋
17番 仁田原 正一郎	19番 松尾 康則	20番 溝田 正忠
28番 野中 敏光	29番 益本 秀明	31番 中島 広伸
38番 江上 富男	40番 中村 善徳	43番 山口 史登
44番 今村 嗣範	45番 二田 俊秀	
5. 欠席委員 農業委員(2名)

7番 平井 照也	19番 松本 敬介
----------	-----------
6. 欠席委員 最適化推進委員(0名)
7. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案の上程
 - 第4 議案の審議

報告第	1号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
議案第	1号	農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
議案第	2号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について
報告第	2号	農地改良行為の届出について

議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞
希 黒木支所 渡部 真弓 馬場 祐太 立花支所 中園 弘一 西原 佑美
上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に
関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

皆様新年明けましておめでとうございます。昨年中は農業委員の
皆様、最適化推進委員の皆様、精力的にご活動いただきまして誠に
ありがとうございました。本年もよろしくお願い申し上げます。そ
して昨年は令和7年3月末までに地域計画というものを策定しまし
た。これは今後さらに実現あるものとして担い手の集約とか、そう
いった意見集約という事で地域の声を吸い上げていただき、より具
体的なものとして、皆様方にぜひ今後とも活動を活発に行ってい
ただきたいと思います。そして何よりも今年はですね、令和8年7月
19日がちょうど3年間の任期を終える事となります。今後も皆様
方をお願いしたいですが、いろんな事で交代される方も出てくるか
と思いますけれど、今の農業委員会の存在意義というものを確固た
るものとしていかなければなりませんし、農業委員会は何のために
この八女市の行政機関に設けてあるのかという事をですね、さらに
活動を続けながら、具体的に示していく事が何より重要だと考えて
おりますので、今後とも引き続きご協力ご支援よろしくお願いしま
す。それでは本日は令和8年第1回農業委員会総会を開催しました
ところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にあ
りありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたし
ます。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 22名、

農地利用最適化推進委員 17名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

	<p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、16番 大津 達喜 委員、17番 伊藤 正博 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。</p> <p>日程 第3・議案の上程を行います。</p> <p>案件の朗読を事務局よりお願いいたします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告2件・議案4件を一括議題といたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については9件です。総合計については、3ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地21筆のうち田14筆、畑7筆、合計面積20,034㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので、質疑にとどめ審議を終わります。</p> <p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を農業委員6番お願いします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、</p>
事務局	
議長	
農業委員	

6 番	譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は申請農地に隣接する空き家を合わせて購入され、八女市に移住予定です。作物は、米・柿・野菜を耕作され道の駅に出荷予定です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番の説明を農業委員2番お願いします。</p>
農業委員 2 番	番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。申請地は隣接地と一体的に利用されます。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 はい4番牛島委員どうぞ。</p>
農業委員 4 番	お聞きしますが面積が8.59㎡という事ですが、隣接というのは〇〇の農地という事でいいですか。
事務局	お答えいたします。隣接農地は〇〇ではなく、〇〇さんの個人名義としてお持ちの農地になります。
議 長	<p>よろしいですか。はい、ほかにございますか。 はい14番八田委員どうぞ。</p>
農業委員 1 4 番	〇〇として買われるのであれば、〇〇さん個人のどうのというのはおかしくなるんじゃないかと思いました。今の事務局の説明では〇〇さんの会社で申請してあるけん、どんなのかなと思いました。

事務局	<p>実態としては〇〇として利用されるという事で伺っております。</p> <p>(周辺農地は個人所有なのに、会社で農地を取得して一体的に利用というのはおかしい、個人で申請してくださいと窓口で指導すべきだという声あり)</p>
事務局	<p>この件につきましては、〇〇と〇〇さんは別、法人と個人という事です。今現在お聞きしている事は、〇〇の方でこの農地も隣接農地も耕作されている現状をお聞きしておりますので、耕作利便という事で、受けておりましたという事ですけれども、中間管理事業が入ってないようですので今後、個人の〇〇さんの農地には、中間管理事業の貸し借りを促すという事で指導していきたいと思えます。</p> <p>実態としては隣接地については〇〇の方で耕作しているという事です。この8.59㎡も一体的に利用したいという申し出でしたので、ここに耕作権が入っていない、その〇〇さんから〇〇への貸借が入っていないという事ですので、この貸借を促すようにしたいと思います。</p> <p>(登記は〇〇ですという事でいいんですねという声あり)</p>
事務局	<p>そうですね、この3条の申請は今後許可されましたら、〇〇の方で登記をされる事になります。</p>
農業委員 4番	<p>申請は8.59㎡で出てるけど、現実に現地は一体的になってるという事ですよ。なんで個人名で買うんですかと言わなかったんですか。</p>
事務局	<p>今ご意見いただいているように、法人と個人は別でございますので、その隣接地が〇〇さんなので、〇〇の方で買われますかとかそういった質問をすべきだったかなというふうに思っております。</p>
議 長	<p>今質問で出てる内容については整理させて、申請を受理する時にきちっとそういった文言で当事者にお伝えするという事やろ。そいけん、そういう指摘に従ってしていくという事でありませう。</p>

<p>議長</p>	<p>ども、今回はこういった形で受理しておりますので。</p> <p>(周りの農地に賃貸借は入ってないでしょ。そこらへんはきちりしとかんとの声あり)</p> <p>(本当なら取下げしてから個人で出しなさいといういべきじゃなかとの声あり)</p> <p>取下げさせていただいて申請を個人でしていただく様な事で取り計らいをするという事で進めたいと思いますけども、いかがでしょうか。的確な指摘という事で、今後そういった指導も含めてきちっと取下げさせていただいて、もう一度申請してもらえばいいとやんけん。これについて、これがダメだというわけじゃなくて申請のやり方をきちっとしてくださいと言う事で農業委員会の立場ではやりますよという事であります。異議なしでよかですね。はい、では2番につきましては取下げさせますのでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは3番にうつります。</p> <p>続いて番号3番の説明を農業委員2番お願いします。</p>
<p>農業委員 2番</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号4番の説明を最適化推進委員15番お願いします。</p> <p>番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、</p>

1 5 番	譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号5番は、農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、農業委員12番は席を下げていただくようお願い申し上げます。</p> <p>それでは最適化推進委員19番説明をお願いします。</p>
推進委員	番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、
1 9 番	譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>農業委員12番は席をお戻しく下さい。</p> <p>番号6番、7番については、関連がございますので一括審議といたします。最適化推進委員28番説明をお願いします。</p>
推進委員	まず番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人持分2分の
2 8 番	1の農業廃止と、譲り受け人持分2分の1の相手方の要望による
	所有権移転売買の申請です。続いて番号7番についてご説明しま
	す。譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の相手方の要望による所
	有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

<p>推進委員 29番</p>	<p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので番号6番、7番については原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番の説明を最適化推進委員29番お願いします。</p> <p>番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は子どもの頃より父親の農業の手伝いをされており、農作業の経験はあります。申請地の隣接地に住宅を建築予定であり、申請地ではジャガイモ・栗を作付されます。ご自身が務める道の駅に出荷される予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番の説明を農業委員1番お願いします。</p>
<p>農業委員 1番</p>	<p>番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は幼い頃より祖父所有の農地でタケノコ収穫の手伝いをされてありました。今回ご自身で農地を取得され、自家消費分のタケノコを栽培される予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 43番</p> <p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を最適化推進委員43番お願いします。</p> <p>番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>農業委員 22番</p> <p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を農業委員22番お願いします。</p> <p>番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 10番</p> <p>議長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を最適化推進委員10番お願いします。</p> <p>番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番と14番は関連がございますので一括審議といたします。最適化推進委員14番説明をお願いします。</p> <p>番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人と譲り受け人の自作地相互の交換による所有権移転交換の申請です。 続きまして番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人と譲り受け人の自作地相互の交換による所有権移転交換の申請です。</p>
推進委員 14番	
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
農業委員 11番	<p>異議がありませんので番号13番、14番については原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番の説明を農業委員11番をお願いします。</p> <p>番号15番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番の説明を最適化推進委員38番をお願いします。</p>

<p>推進委員 38番</p>	<p>番号16番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号17番の説明を最適化推進委員29番お願いします。</p>
<p>推進委員 29番</p>	<p>番号17番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号18番は農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので、農業委員8番は席を下げていただくようお願い申し上げます。それでは最適化推進委員31番説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 31番</p>	<p>番号18番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 4 4 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 農業委員 8 番は席をお戻しください。 続いて番号 1 9 番の説明を最適化推進委員 4 4 番お願いします。</p> <p>番号 1 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 4 5 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 0 番の説明を最適化推進委員 4 5 番お願いします。</p> <p>番号 2 0 番についてご説明いたします。譲り渡し人ほか 1 名の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。申請地は現在 5 名の共有となっておりますが、そのうち 2 名の共有持分 1 5 分の 4 を譲り受け人に所有権移転されるものです。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 1 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。</p> <p>番号 2 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小</p>

<p>43番</p> <p>議長</p>	<p>と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 9ページをお願いします。 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に所有権移転する件数は5件です。</p> <p>番号1番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号2番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号3番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号4番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号5番、こちらを売買により所有権移転されるものです。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 11ページをお願いします。 報告第2号 農地改良行為の届出について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は社会福祉法人伍福会より北東へ約320m進んだ農地です。（議案書朗読）こちらを30cm盛土し、野菜類の作付をされる予定です。隣接農地の同意は得られております。</p> <p>また、盛土規制法の対象外であることを確認しております。</p>
議長	<p>続いて番号2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2番についてご説明いたします。申請地は長尾郵便局より南西へ直線で約300mの位置にある農地です。（議案書朗読）こちら茶を抜根した農地に50cm盛土し、茶の作付をされる予定です。隣接農地の同意は得られております。</p> <p>また、盛土規制法の対象外であることを確認しております。</p>
議長	<p>申請番号1番、2番について説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>本案件は農業委員会に報告するものでございますので質疑にとどめ、審議を終わります。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて農業委員11番説明をお願いします。</p>
農業委員 11番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は立野公民館から東へ約160mにある農地です。（議案書朗読）この土地を駐車場用地として利用するための申請です。隣接農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員11番をお願いします。</p>

<p>推進委員 11番</p>	<p>12月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地および第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて最適化推進委員40番説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 40番</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。申請地は上陽町下横山の向野溜池から北へ約70mの所に位置する農地です。(議案書朗読)この土地を山林として使用するためスギ825本を植林する申請です。周囲は申請者所有の山林に囲まれており隣接農地はありません。水利の承諾も得られております。</p>
<p>議長</p>	<p>現地調査の報告を農業委員18番お願いします。</p>
<p>農業委員 18番</p>	<p>12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透および自然流下により処理される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>13ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。
議長	続いて最適化推進委員4番説明をお願いします。
推進委員 4番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は上津江公民館から北東へ約220mにある農地です。(議案書朗読)この土地を売買により譲り受けられて、駐車場用地として利用するための申請です。譲り受け人は飲食業を個人事業主として営まれており、家族用だけでなく、宅配トラックの乗り入れなどのための駐車場用地として利用するものです。</p> <p>申請地の周囲にある農地は譲り渡し人のもののみで、隣接する他の方の農地はありません。水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>
議長	現地調査の報告を農業委員3番をお願いします。
農業委員 3番	12月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員10番説明をお願いします。</p>
推進委員 10番	<p>番号2番についてご説明いたします。申請地はJA福岡八女東支店から南東へ約330mにある農地です。（議案書朗読）使用貸借権を設定されて、資材置場用地として利用するための申請です。譲り受け人は電気工事と浄化槽などの管工事の個人事業主として営まれています。隣接農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員22番をお願いします。</p>
農業委員 22番	<p>12月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生せず、雨水については地下浸透および自然流下により排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
事務局	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。</p> <p>農地の区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p>

議 長	続いて最適化推進委員 17 番説明をお願いします。
推進委員 17 番	番号 3 番についてご説明いたします。申請地はアスタラビスタ黒木店の南に位置する農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、貸駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の承諾もあり、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 14 番お願いします。
農業委員 14 番	12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は出ません。また、雨水については地下への自然透水および南側の水路に排水処理されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 4 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。 また、こちらの案件は、令和 5 年 3 月に八女市農業振興地域整備促進協議会を行い、令和 6 年 9 月 13 日に農振地除外の許可が下りております。また令和 7 年 11 月の総会で審議いたしました太陽光発電設備用地の申請から西へ約 300 m に位置する農地です。
議 長	続いて最適化推進委員 20 番説明をお願いします。

<p>推進委員 20番</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。申請地は花宗溜池の北側位置する農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、太陽光発電設備用地として利用するための申請です。隣接農地の承諾もあり、問題はないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>現地調査の報告を農業委員15番お願いします。</p>
<p>農業委員 15番</p>	<p>12月24日に現地調査を行った結果、雨水は地下への自然透水および図面の南側中央にあります溜桝へ集水され、その後、暗渠を通して花宗溜池へ排水処理されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p> <p>続いて9月28日に行われました地元説明会についてご報告いたします。当日は太陽光パネルの設置後の維持管理についての質問が多く寄せられました。</p> <p>主な質問内容としては、1つ目が、雑草の管理方法や草刈りの頻度について。</p> <p>2つ目が、パネルの故障や災害時の対応体制について。</p> <p>3つ目が、設置区域周辺の安全確保や周辺への騒音等について。これらの質問に対して、事業者からは次の様な説明がありました。</p> <p>まず、草刈りは年2回程度実施する予定で必要に応じて追加で対応するとの事です。</p> <p>次に、災害が発生した場合は、すぐに現地を確認し、必要に応じて修繕や撤去を行うとの事です。</p> <p>最後に、安全対策として周囲にフェンスを設置、騒音についてはエアコンの室外機程度で隣接していなければ、特段問題はないと説明がありました。</p> <p>また、地元説明の中で反対意見はありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。4番牛島委員どうぞ。</p>
<p>農業委員 4番</p>	<p>資料のパネルを設置した図面ですけれど、赤枠で囲んだ中でパネルを設置していない4筆はどういうふうにご利用されるのですか。</p>

事務局	ここは赤枠になっておりますが、他の方の所有の農地になっておりまして、パネルを設置したり売買したりという事はございません。
農業委員 4番	これで申請受けて、将来的にここにもパネルを置くという事じゃないですか。そうでなければここも赤枠する必要ないでしょう。
事務局	先ほどご質問があった農地につきましては、現状銀杏が植わっており、銀杏として維持していくというところで、隣接農地の同意も得ているものでございます。そちらは太陽光で利用される事はないという事で確認しております。
農業委員 4番	受け人の会社の代表は外国の方ですか。
事務局	元々外国の方で、日本に移住してあり日本国籍を取得してあります。
農業委員 4番	当初説明をしていた会社が最終的に許可を受けて次に売ったという事があったんですよ。そういうのが一番困るんですよ。その時に言っていたのは、最初申請した会社と町内区は協定を結んでるわけですよ、ところがその次にすぐに売りますと。はっきり3回目の説明会で言ったんですよ。なら、協定はどうするとかと聞いたら、協定はそのまま次の会社に引き渡しますと。それでは困ると。次の新たに売った会社と同一内容であっても作り直せと言ったけど、どうされたかは知りません。やはりその辺りをきちっとしていただかないと、ソーラーは非常に全国的に問題になっているので、この会社がずっと維持すればいいけれど、どっかに売る事もできるだろうからですね、その時にはきちっと協定の見直しをしないとイケないんですよ。それがあからぜび監視というか、今後見ていっていただきたいと思います。
事務局	承知しました。

議 長	<p>ほかにありますでしょうか。 それでは質疑を終結します。 質疑を終結して採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号5番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地および第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員45番説明をお願いします。</p>
推進委員 45番	<p>番号5番についてご説明いたします。申請地は星野3区行政自治会公民館西側の農地です。(議案書朗読)この土地を八女市星野村の星野3区行政自治会公民館が駐車場として使用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾も得られております。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を農業委員17番お願いします。</p>
農業委員 17番	<p>12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は駐車場の計画のため発生しません。また、雨水は自然流下および南側の水路へ排水する計画です。なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

以上で議案の審議を全て終わります。

これをもって本日の会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

(閉会宣言 15 時 16 分)

令和 8 年 1 月 8 日

議 長 月 足 靖 彦

1 6 番 大 津 達 喜

1 7 番 伊 藤 正 博